

事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

育児休業と傷病手当金・出産手当金



育児休業給付金と傷病手当金、出産手当金の併給について、振り返ってみましょう。

育児休業給付金

・雇用保険の被保険者が1歳未満の子供を養育するための休業をし、支給要件を満たす者に支給される

傷病手当金

・健康保険の被保険者が、業務外の病気等による労務不能で、給与を受け取れない場合に支給される

出産手当金

・健康保険の被保険者が出産のために一定期間労務に服さず、給与を受け取れない場合に支給される

【厚労省通達：平 4. 3. 31. 日保険発第 39 号・庁文発第 1243 号】

傷病手当金又は出産手当金の支給要件に該当する者については、育児休業期間中であっても、傷病手当金又は出産手当金は支給されるものであること。なお、傷病手当金又は出産手当金が支給される場合に、事業主から育児休業手当等で報酬と認められるものが支給される時は、傷病手当金又は出産手当金の支給額の調整を行う。

上記通達では、「育児休業中であっても、傷病手当金の要件(労務不能)を満たせば、健康保険の傷病手当金を受けることが出来る」と明記されています。その上で、出産手当金や給与支給がある場合には、傷病手当金の額が調整されると記載されていましたが、育児休業給付金の調整に関する記載はありません。



《 まとめ 》

雇用保険の育児休業給付金と健康保険の傷病手当金は、同時に受け取ることが可能です。

また、同時に受給しても、金額の調整はされません。

妊娠悪阻でも労務不能と判断され、診断書(母性管理指導事項連絡カード)が出れば、傷病手当金も申請が可能です。

出産後、育児休業給付金を受給中に傷病が発生した場合でも同時受給は可能です。

傷病手当金受給中に出産手当金の対象となった場合には、出産手当金が優先されます。

POINT

・・・支給対象になるか迷ったときには、貰えないと決めつけずに、確認してみましょう。